

避難者訴訟 第24回期日について

170622 弁護士 川口智也、岸朋弘、笹山尚人、下里大介、鳥飼康二

1、第1陣の最終尋問日となった第13回目の原告本人尋問

平29年6月21日に実施された避難者訴訟第24回期日は、原告本人尋問の第13回目でした。

今回は、早川篤雄原告団長の尋問が最後にありました。これをもって第1陣提訴としては尋問をすべて終えることとなります。最後にふさわしい、素晴らしい法廷だったと思います。

また、尋問の最終日ということもあり、今回は、全国の他の訴訟団の傍聴支援も多数頂戴いたしました。この場を借りて御礼申し上げます。

2、第24回尋問の流れ

今回の尋問は、まず午前中に責任論についての主張と立証の提出に伴う意見陳述を行い、その後、原告一名の尋問を行いました。これは、1号法廷のみで行いました（裁判官3名体制）。午後一番は、1号法廷と2号法廷にわかれて、それぞれ各1名の尋問を行いました（1号に裁判官2名、2号に裁判官1名）。最後に再び1号法廷のみに集合して、早川さんの尋問を聞くという流れでした。

ここで、最初に行った責任論の意見陳述について述べておきます。

「責任論」とは、今回の原発事故と原告に発生した被害について、これを引き起こした被告東電にいかなる責任があるか、を論ずるものです。

私たちはこの裁判で、民法第709条に基づき、被告東電に賠償を求めています。この法律では、こうした責任論が必ず必要になります。また、東電にいかに重い責任があるかを明らかにすることは、賠償額を決めるにあたって、東電に重い負担を負わせることの根拠にもなります。この意味で、責任論はとても大切な議論です。

この責任論については、本件の提訴当初は、現在、参議院議員になった山添拓弁護士がそのチームリーダーでした。山添さんが選挙活動に入ってから、高橋力弁護士がリーダーになり、若手の弁護士の力も借りて現在担当しています。今回提出したのは、準備書面にして3通、証拠は証拠の数として125個、ページ数にして1000頁を超える分厚い資料でしたが、これも高橋力弁護士が中心になってまとめました。

このような分厚い内容をとともここで短く説明することはできませんが、要するに、被告東電には、本件事故を引き起こした地震と津波についてこれが発

生すること、こうした事態が発生すると原発にいかなる事態が引き起こされるかについて予想する機会が何度もあったこと、予想したなら事故を未然に防ぐための措置を取ることができたこと、にもかかわらず東電がこれらの作業を怠ってきたこと、を論述するものでした。

この要旨について、第24回裁判の冒頭、弁護団では、意見陳述の形で述べました。これについては、高橋力弁護士が出廷できなかったため、米倉勉弁護士が代わって陳述しました。

3、各原告の証言の内容

それでは、第24回の、最後の4名の各原告について、その証言内容を紹介します。

(1) 國分富夫さん(南相馬市小高区。担当、市野綾子弁護士、森直美弁護士)

「原発事故は、地域のすべて、そして私の生きがいのすべてを奪いました。」そう語る國分さんの言葉には、強い怒りがこもっていました。

國分さんは、原発事故前、小高区で過ごしていました。自宅は、國分さんと奥さんが力を合わせて基礎工事を手伝って建築した思い入れの深い家でした。その自宅で國分さん家族は地域とふれあいながら暮らしていました。隣組をとおしての交流。地域の人との読書会、憲法勉強会。マラソン大会に文化祭。豊かな自然の恵み。國分さんの小高での生活は、決して他に代替することのできないものだと感じました。

そんな國分さんの生きがいであった小高での生活が原発事故によって奪われました。こだわりの自宅も取り壊さざるを得ませんでした。また、國分さんだけでなく、國分さんの奥さん、息子さん、娘さん、お孫さんも原発事故によって人生を大きく狂わされました。奥さんは「なんで自分たちは何も悪いことをしていないのに、こんな目に合わないといけないのか」「もう死んだ方がまだ」と絶望の気持ちを訴えました。お孫さんは何度も「小高に帰りたい」と泣き、それをみた國分さんも涙を流さざるを得ませんでした。

人生を奪われた國分さん家族の気持ちを思うと、身震いする気持ちがしました。とりわけ、なんの罪もない子どもが原発事故で苦しむ様子は、耐えられないほどの深い悲しみを覚えます。

東電が原発は安全だと主張していることに対しては、事故から数年間のデータだけを見て安全だというのはおかしい、子どもの将来はどうなるんだ、子どもに安全な世の中を引き継ぐのが大人の責任ではないのか、と國分さん。ひときわ大きな声で、東電への怒りの感情を伝えていました。

人の人生を奪い、子どもたちの将来も奪う。原発事故の被害の悲惨さと原発というものの怖さを改めて思い知らされました。

(2) Sさん(双葉町。担当、広田次男弁護士、大木裕生弁護士)

Sさんは、浪江町津島の出身で、結婚を機に双葉町に住むようになりました。Sさんの夫は、専門学校に通っていた二年間以外は、双葉町でずっと生活をしていました。夫は様々な住民運動を行っており、Sさんが、それを支えていました。当時は大変なこともあったけど、精神的に余裕があり、まったく、苦にならなかったそうです。また、自宅に近所の友人を呼び、食事会を開催することを楽しみとし、盆踊りなどの地域の行事にも積極的に参加していたなど、双葉町に根付いた生活を営んでいました。

本件事故後は、Sさんは、20日以上家族と会うことができず、家族と合流後も避難先のホテルでは、眠ることができないなど大変な苦労をされました。特に、日用品をもらう際は、「避難者は、一列に並ばされ、まるで戦後の配給の様であり、つらく屈辱的でした。」と涙を浮かべながら訴えていたのがとても印象的でした。また、借り上げ住宅に移ってからも、双葉町の方角の山を窓から見て、死んでしまいたいと思ったこと、ご主人と些細なことで喧嘩をし、何度も家出を繰り返したことを述べられました。特に、「2人で包丁を持って家を出て、死に場所を探しました・・・」と語った際には、傍聴席からも鼻をすする音が聞こえるほど、追い込まれてしまっていた様子がひしひしと伝わってきました。

最後に東電に対しては、「夫の病気は、避難生活が原因であると思います。今の願いは、夫の笑顔を一日でも長く見ることです。そんな当たり前の生活を全て壊した東電が憎い」と涙ながらに、悔しさ、怒り、悲しみを語りました。

(3) Iさん(檜葉町。担当、米倉勉弁護士、久保木太一弁護士)

Iさんは、檜葉町で生まれ、原発事故当時も、檜葉町の自宅で妻と一緒に暮らしていました。妻は、老人ホームの職員であったため、直ちに遠方へ避難することができず、事故直後は、入居者の方の支援のため、精神的肉体的に相当大変な思いをされました。

Iさん家族は、避難開始以降、難聴、胃腸障害、逆流性食道炎、睡眠時無呼吸症候群など、様々な体調不良や病気に見舞われました。これらの症状は、避難によるストレスが原因だと主治医から示唆されています。多くの避難者の皆さんも同様ですが、避難生活だけでも相当な心労がかかるのに、それに加えて体調不良や病気とたたかうことは、二重の苦しみでしょう。

また、Iさんは、地域の神社の氏子総代として、祭事の運営を担っていましたが、そのような祭事を避難先で再開することはできず、事実上途絶えてしまっています。これについて、Iさんは、「地域住民の方々の心の拠り所であったものがなくなってしまうことは、考えられない」と語りました。

Iさんは、いわき市内に自宅を建てる予定ですが、それによって避難が終了するとは考えていません。一方で、檜葉町へ帰ることもできず、安定した生活を再開することは出来ていません。この苦悩について、Iさんは、「これで避難が終わりとはとてもとても考えられない」「やはり私の故郷は檜葉だけど…原発が近くにあるので戻ることはできない…」と静かに語ったことが、印象的でした。

東京電力側からは、「仕事や趣味の山歩きは檜葉以外でも出来るのではないか？」という趣旨の質問がありました。確かに、理屈の上では、仕事や趣味は他の場所でも出来るでしょう。しかし、生まれ育った地域で仕事をしたり、趣味を楽しんだりすることは、その人にとってかけがえない価値がある。このかけがえのない価値を認めさせることが、この裁判の大きな意義のひとつです。

(4) 早川篤雄さん（檜葉町。担当、深井剛志弁護士、佐藤美由紀弁護士）

早川さんは、檜葉町で生まれ育ち、檜葉町のお寺の住職を務め、教員として働く傍ら、障害者支援活動や原発に反対する市民運動にも関わってきました。

尋問の前半では、早川さんの檜葉町での暮らしや、それが原発事故によって奪われてしまったことへの思いが語られ、後半では、早川さんが関わってきた市民運動の活動を通じて、東電が長年にわたり原発の安全対策を怠ってきた実態が語られました。

早川さんは、1970年から40年以上にわたり、住職を務めるお寺（宝鏡寺）の環境整備を行い、お寺の敷地内に茶室や炭焼き小屋、池などを作り、奥さまと協力して、じゃんがら念仏踊りや月例念仏会など、様々な仏教行事を復活させてきました。早川さんにとって、お寺での暮らしは、「俗世間の煩わしさから逃れる」「自然の中で暮らしたい」という希望を実現することができた場所でした。早川さんは、茶室で、「お茶を沸かしながら、聞こえる水の音」や「カッコウやホトトギスの鳴き声」、「ひぐらしの鳴き声」などの四季折々の音を聞いたり、「空が晴れていて満月がよく見える夜に、池のふちでお酒を飲みながら、真山民の山中記という詩を吟じる」こと楽しみにしていました。

しかし、原発事故後は、「茶室でお茶を楽しんだり、池のふちでお酒を楽しんだりする気持ちにはなれない」。早川さんや奥さまは、現在は檜葉町に戻っていますが、事故前のもとの生活には戻れていないと感じていると語りました。

早川さんとしては、今後、お寺を「孫に継いでもらいたい」という思いもあるが、一方で、楡葉町が原発の作業員だけの「廃炉のための町」となるかもしれない、楡葉町が安全だという保証もなく、再び事故が起こった際には取り返しが見つからないかもしれない、そのような中帰郷する住民は少なく、檀家が減る一方の中で、お孫さんにお寺を継いでもらうのは「罪作りなことで、罪悪感を感じる」と涙ながらに語りました。

他方、早川さんは、1972年頃から、広野火力発電所の反対運動から住民運動にかかわるようになり、その後、原発反対運動にも取り組み、1987年に結成された「原発問題住民運動全国連絡センター」（原住連）の代表幹事の一人として活動してきました。

早川さんは、原住連などの原発反対運動を通じて、福島原発について、危険性を訴え続けてきました。その活動の中で、東電が「事故隠し」をしようとしていることが何度も判明し、その度に強く抗議して、安全対策をするよう求めてきました。また、津波の予測という点について、「原住連が、津波に関する具体的な資料を突き付けて追及したが、東電側は誠意をもって説明することはなかった」。このような経緯から、早川さんは、「東電は、原発事故を予見することができなかつたなどよく主張できるものだ」、「利益追求のため安全対策を二の次、三の次にしてきた上で、この期に及んでこのような主張をするのが東電の正体だ」、「事故の責任は絶対に認めさせる」と、強い怒りの気持ちを含めて、東電の姿勢の悪質さを厳しく指摘しました。

そして、尋問の最後、早川さんは、原告団を代表して、次のように第1陣訴訟最後の尋問を締めくくりました。

「原発事故により生活や人生を奪われたという点ではどの原告も同じ」、「加害者である東電が、被害者である私たちに正面から向き合うことを拒否している」、「（裁判所に）起こるべくして起きた東電の責任、もたらされた被害の甚大さ」を受け止め、「私たちが納得できる判決をお願いします」。

4、今後について

(1) 8月、10月の流れ

今回は、2017年8月2日（水）、午後2時から（時間にお気を付けください）、第25回目の口頭弁論期日です。これは主に、今後、第3次提訴から第6次提訴までを第2陣として行う場合を想定して、第2陣原告の中心的存在となる山木屋原告団の被害を弁論する日となります。尋問は行われません。

次々回は、10月11日（水）、午後1時半から。この日は、第1次、第2

次提訴原告までを第1陣とし、この第1陣訴訟の結審日となります。この段階で、第1陣と第2陣を分離し、第1陣については最終準備書面の陳述を行って判決以外のすべての手続きを終結することになります。

両日とも、弁護団の弁護士の陳述が中心になります。

(2) 第1陣訴訟の判決日

第1陣訴訟の判決日は現時点では決まっておりませんが、進行協議における裁判所の対応から考え、平成30年3月のどこかで入ることはほぼ確実です。

(3) 第2陣訴訟の動き

第2陣の立証活動は並行して準備を進めます。立証については、12月6日から行う予定です。

5、原告団のみなさまへお願い

以上の報告の最後に、引き続き、原告団のみなさまにお願いをします。

(1) ハガキにご協力を

原告団事務局から、裁判所に向けて、「公正な正義の判決を」というハガキを原告団それぞれから発送しようという活動の提起があると思います。

裁判所に、原告の皆さんの思いを伝えることは何度でも必要です。判決が近づいてきたからこそ、大切な機会だと思います。ぜひこの活動に取り組んでほしいと思います。

(2) 公正判決署名の取り組み

現在、原告団と弁護団とでは、本件の裁判の判決に向けた公正判決署名の取り組みを進めたいと考えています。

決まり次第提起しますので、署名の協力の呼びかけにもご協力ください。

(3) 法廷傍聴へのご参加を

避難者訴訟も、第1陣の審理としては、いよいよ10月11日が最後です。

ぜひ結審日には多数の原告のみなさんで法廷を満杯にして、裁判所に私たちの願いー裁判所にぜひ良い判決を書いてほしいーを伝えましょう。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上